

■議案第58号 四万十町まちづくり計画の変更について

【要旨】

四万十町まちづくり計画は、「(旧)市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号)第5条に定められた市町村建設計画であり、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間として策定し、各分野の施策を推進してきました。また、平成24年6月には「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」(平成23年法律第102号)が施行されたことに伴い、計画期間を令和2年度まで延長しています。

その後、平成30年4月に同法の一部が改正され、さらに5年間の計画期間延長が可能となったことから、本町においても合併特例債を有効に活用するため、計画期間を延長するとともに、財政計画についても見直しを行うこととしています。

この変更については、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものです。

【内容】

今回の変更は、基本方針や施策について変更を加えるものではなく、計画期間の延長を基本とした次に掲げる必要最小限の変更としています。

- ① 平成18年度から令和2年度までの15年間となっている計画期間について、5年間延長し令和7年度までとします。
- ② 計画期間の延長に伴い整合を図る必要がある財政計画について、これまでの実績等を反映させるとともに、令和2年度から令和7年度までの財政見通しを基に5年間延長します。
- ③ 固有名詞等を統一化します。

なお、合併特例債の活用状況については、次のとおりです。

1. 基金造成分

目 的	合併により地域の活力が失われないよう、地域住民の連帯と強化又は旧町村の区域における地域振興等のためのソフト事業に基金を積み立て、運用益を活用する。 ・新町の一体感の醸成に資するもの (イベント、新しい文化の創造、民間団体支援) ・旧町村単位の地域振興 (地域の行事、伝統文化の伝承、コミュニティ・自治会活動)
発行可能額	10億2,520万円 (5割増しまで増額可能:15億3,790万円)
執行状況	平成18年度から平成30年度までの実績 基金積立額1億790万円/年×13年=14億270万円 (うち合併特例債発行額1億250万円/年×13年=13億3,250万円) [参考]平成30年度の基金利子3,626千円は、地域活動推進事業へ充当

2. まちづくり建設事業分

目 的	合併後の新町建設計画に基づき、合併に伴い特に必要と認められる経費について合併特例債を活用し、その効果を最大限発揮する。 ・ 一体性の速やかな確立を図るために行う公共施設の整備（道路や公園等の整備） ・ 均衡ある発展に資するための公共的施設の整備（福祉施設や文化施設等の整備） ・ 新町の建設を総合的かつ効果的に推進するための公共的施設の統合整備事業
発行可能額	85 億 8,790 万円
執行状況	平成 18 年度から平成 30 年度までの実績 合併特例債発行額 67 億 7,840 万円
変更内容	前 実施期間：平成 18 年度～令和 2 年度（15 年間） 合併特例債 67 億 1,770 万円（発行可能額の 78.2%）
	後 実施期間：平成 18 年度～令和 7 年度（20 年間） 合併特例債 85 億 6,450 万円（発行可能額の 99.7%） ※期間延長と発行予定額を増額

【新旧対照表】

別添のとおり

【根拠法令】

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

第 5 条 1～6 （略）

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第 7 項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第 5 条の 4 第 1 項に規定する地域審議会が置かれている場合、第 5 条の 6 第 1 項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第 202 条の 5 第 1 項に規定する地域協議会をいう。）又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

附 則

第 2 条 この法律（附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、附則第 5 条第 3 項、附則第 6 条、附則第 12 条並びに附則第 14 条の規定を除く。次項において同じ。）は、平成 17 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までに行われた地方自治法第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（第 5 条の 5 から第 5 条の 39 まで並びに次条及び附則第 2 条の 3 の規定を除く。）は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成 18 年 3 月 31 日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなときは、同日後は、この限りでない。